

福井大学における教員の個人評価基準について

全学

教員の個人評価に関する申合せ	2
----------------	---

教育地域科学部

教育地域科学部及び教育学研究科教員個人評価に関わる基本方針	3
-------------------------------	---

福井大学教育地域科学部及び教育学研究科における教員個人評価実施に関する 申し合わせ	4
・教育活動領域評価基準	5
・研究活動領域（芸術領域を含む）評価基準	7
・社会貢献・国際交流活動領域評価基準	10
・管理運営活動領域評価基準	12

医学部

福井大学医学部における教員の個人評価指針	16
----------------------	----

福井大学医学部における教員の個人評価に係る評価基準	21
福井大学医学部における教員の個人評価に関する申合せ	35

工学部

福井大学大学院工学研究科教員評価実施委員会要項	36
-------------------------	----

・教育活動評価実施に関する申合せ	38
・福井大学工学部及び工学研究科研究活動評価実施に関する申合せ	44
機械工学専攻における研究活動評価基準	48
電気・電子工学専攻における研究活動評価基準	49
情報・メディア工学専攻における研究活動評価基準	50
建築建設工学専攻における研究活動評価基準	51
材料開発工学専攻における研究活動評価基準	53
生物応用化学専攻における研究活動評価基準	55
物理工学専攻における研究活動評価基準	56
知能システム工学専攻における研究活動評価基準	59
ファイバーアメニティ工学専攻における研究活動評価基準	60
原子力・エネルギー安全工学専攻における研究活動評価基準	61
・工学部及び工学研究科教員評価実施委員会要項第3第3項に基づく 国際・社会貢献活動及び管理運営活動評価項目等について	62

平成17年7月11日
評価委員会決定
平成19年3月22日
改 正
平成22年3月10日
改 正

教員の個人評価に関する申合せ

1. 個人評価の目的

教員の教育・研究・社会貢献等諸活動の活性化を図るとともに、活動内容の社会への説明責任を果たすことを目的とする。

2. 評価実施体制

- ・ 各学部等に評価実施のための組織を置く（センター等所属の教員については別途取り扱う）。
- ・ 評価対象者は、教授・准教授・講師・助教、助手の全教員とする。
- ・ 評価は、3年毎に実施する。

3. 評価方法

- ・ 原則として、①教育活動 ②研究活動 ③社会貢献・国際交流活動 ④管理運営活動の4領域で実績に基づいた評価を行うものとする。
ただし、医学部においては、特定活動として ⑤ 診療活動を加えた5領域で評価を行うものとする。
- ・ 各領域の評価を点数化する。
- ・ 4領域又は5領域を問わず評価点の合計は、上限を100点とする。各領域の評価項目、点数配分等、具体的な実施方法については各学部等の定めるところによる。
- ・ 各学部等が定める評価基準及び評価方法等は公表する。

4. 評価結果の取り扱い

- ・ 個人の評価結果は、被評価者に通知する。
- ・ 個人評価結果による学部等間の比較は行わない。
- ・ 3年毎に実施された教員個人評価の結果を、毎年実施する教員の人事評価（昇給や勤奨手当を含むインセンティブ付与）に活用する。その方法等は、各学部等の実情に応じて、各学部等が定めるものとする。
- ・ 評価結果については、全学的に集計を行い、大学運営の改善に役立てる基礎データとして活用する。
- ・ 全学的に集計を行った評価結果については、原則として公表する。ただし、公表に係る具体的な方法については、評価委員会が別に定める。
- ・ 上記以外の評価結果の取り扱いについては、各学部等において定める。

5. 福井大学総合データベース

- ・ 福井大学総合データベースは、この教員個人評価のデータとして利用することができる。
- ・ 教員の活動実績等の個人データの入力は、各教員自身で行うこととし、前年4月から3月までのデータを9月末までに入力する。
- ・ 個人データの一部は教育研究者情報として公表する。

教育地域科学部及び教育学研究科教員個人評価に関わる基本方針

平成 19 年 3 月 16 日

平成 22 年 7 月 23 日 改正

教育地域科学部教授会裁定

1. 個人評価の目的については、全学の「教員の個人評価基準」の「個人評価の目的」に従う。すなわち、教員の教育・研究・社会貢献等諸活動の活性化を図るとともに、活動内容の社会への説明責任を果たすことのために行う。
2. 個人の評価結果は、被評価教員のみには通知される。ただし、本学部及び本研究科にあつては、学部長 (= 研究科長) のみは、各教員の評価結果を知ることができる。
3. 収集されたデータについて、新たに別目的に使用しようとする場合には、その都度、可否を教授会・研究科委員会に諮る。
4. 評価対象者は、助手以上とする。ただし、助手の評価項目等については別に定める。
5. 評価は、3 年毎に実施する。
6. 教員の活動実績等の個人データの入力は、各教員自身で行うこととし、前年 4 月から 3 月までのデータを 9 月末までに入力する。
7. 評価の領域は、①教育活動 ②研究・芸術活動 ③社会貢献・国際交流活動 ④管理運営活動の 4 領域とする。
8. 評価点の合計は 100 点とする。4 領域とも上限は 20 点として、残りの 20 点分については以下の通り個別の領域に加配することで処理するものとする。
 - イ) 加配は、4 評価領域のうち評価対象教員が選択した 2 領域について、それぞれ基礎点数を 1.5 倍することにより行う。
 - ロ) 加配に当たっては、4 評価領域のうち①教育活動と②研究・芸術活動のいずれか一つを、必ず選択するものとする。この 2 領域をともに加配領域とすることは構わない。
9. 本学部及び本研究科における教員の個人評価の基本は、自己評価に基づく同僚評価であり、その実施は福井大学教育地域科学部及び教育学研究科評価実施委員会が行う。
10. 福井大学教育地域科学部及び教育学研究科評価実施委員会は、評価実施結果を学部長に報告する。学部長は実施結果を人事評価に反映する際の基礎資料とすることができる。

備考 評価基準、評価項目その他個人評価実施のための具体的な方法については、教育地域科学部及び教育学研究科評価委員会が定める。

福井大学教育地域科学部及び教育学研究科における
教員個人評価実施に関する申し合わせ

H.19年3月16日

H22年7月23日 改正

教育地域科学部教授会裁定

本学部及び大学院における教員の個人評価に関する原則を定めた文書「教育地域科学部及び教育学研究科教員評価に関わる基本方針」に従って、4評価領域での教員の個人評価の実施に関して以下の通り申し合わせる。

1. 評価を行うに当たっては、②研究・芸術活動、③社会貢献・国際交流活動は、過去3年間を評価単位として行うが、①教育活動、④管理運営活動については、各年度ごと3つの評価点の平均で行う。
2. 評価点の合計は100点とする。4領域とも上限は20点として、残りの20点分については以下の通り個別の領域に加配することで処理するものとする。
 - イ) 加配は、4評価領域のうち評価対象教員が選択した2領域について、それぞれ基礎点数を1.5倍することにより行う。
 - ロ) 加配に当たっては、4評価領域のうち①教育活動と②研究・芸術活動のいずれか一つを、必ず選択するものとする。この2領域をともに加配領域とすることは構わない。
3. 評価対象教員の評価原案の作成については、当該教員の所属基礎講座(教職開発専攻を含む)から選出された実施委員1名と他講座(専攻・領域)からの実施委員1名との2名で行い、それを基に委員会が検討し、決定する。
4. 評価対象教員の評価結果は、個人評価表(別紙1)をもって、評価の実施された年度の12月末までに本人のみに通知する。
5. 評価結果に異議のある評価対象教員は、通知を受けた日から1週間以内の質問期間に内容・配点等に関する質問を行い、それからさらに1週間以内の異議申し立て期間に異議申立書(別紙2)により委員長に申し立てることができる。
6. 異議申し立てがあった場合には、評価委員会と実施委員会の合同会議で検討し、申立人に文書で回答する。
7. 評価委員会委員と評価実施委員会委員は個人情報了他に漏らしてはならない。
8. 資料、データの保管は総務部教育地域科学部支援室が行う。

「教育活動領域評価基準」

【評価の基本方針】

- ①総点は20点を上限とする。
- ②教育活動領域の個人評価は、
「授業の実施状況」
「授業の工夫・改善等」
「FDその他の教育活動」の三つの分類項目で行う。

【評価基準】

◇A 「授業の実施状況」

〔基本〕・・・シラバスへの記載、15回の授業実施、成績評価表の期限内提出がなされていれば基本点＝8、という考え方を基にし、それに加点・減点を行う。(なお、15回の授業実施の内には試験の1回を含まないものとする。)

- ①1授業ごと(以下も基本的に同じ)に、休講回数－補講回数が2以上であれば減点1とする。
- ②シラバスへの有効な記載がなされていなければ、減点1とする。
- ③成績評価表が出されていなければ減点1とする。
- ④担当授業コマ数(学部、大学院を含む)については、実コマ数が年間を通じて8コマを下回る場合は減点1とする。
- ⑤キャンパス間協力での授業担当を行ってれば、加点1とする。
- ⑥北陸地区4大学双方向遠隔授業を担当してれば、加点1とする。
- ⑦工学部のJABEE受審への対応で共通教育科目のエビデンスを提出してれば、加点1とする。
- ⑧中期計画・中期目標から抽出される授業実施関連での教育目標に大きな貢献があったと認められる場合は、加点1とすることができる。(「IV. 特記事項・その他」の欄に記載すること。)
- ⑨卒論生又は、修論生が1名以上いる場合には、それぞれについて加点1とする。
- ⑩留学生(学部・大学院研究生[教員研修留学生を含む]、日研究生、特別研究学生、短期留学プログラム学生)が1名以上いる場合は、加点1とする。
- ⑪授業科目名と授業内容に不一致があると認められる場合には、総合評価で相応の減点を行うことがある。
- ⑫学部・研究科の事情等のやむを得ない状況によって授業や指導上の負担を過重に負っていると認められる場合には、加点1～2とすることができる。(自己申告は「IV. 特記事項・その他」の欄に記載すること。)

◇B 「授業の工夫・改善等」

〔基本〕・・・Ⅰ) 授業(共同授業を含む)の工夫・改善と、Ⅱ) 課程・コース・サブコース単位の活動としてのカリキュラムの工夫・改善、がある。

I) について、記述があれば2点とする。

また、次の事項について該当する事項があれば、加点する。

①加点3, 2, 1, 0の4段階に分ける。

アー1. 授業の内容・負担(学生にとっての)・雰囲気工夫・改善

2. 授業の進め方工夫・改善

3. 成績評価方法工夫・改善

イ. 授業目的の達成度からみた成果・効果

ウ. 学生の意見のフィードバック(ないし学生評価)

エ. 他の教員の参考となる取組

等、の観点から判断する。

②上記観点に照らして何れか1つでも特に評価できるものを、加点3とする。

③加点2, 1のものは、加点3のものと相対比較において決める。

なお、II) について、カリキュラム上の改善に資する貢献が認められた場合には、関係した各人を加点1とすることができる。

◇C「FDその他の教育活動」

[基本]・・・年間に一度以上FD関係の研修会に出席し、オフィスアワーを設定していれば普通=3, という考え方を基にし、その上に立って加点・減点とする。

①年間に一度もFD関係の研修会に出席していないものは減点1とする。

②助言学生がいて、助言学生との懇談会を開催していれば加点1とする。

③研修会(FD)での報告者(報告書作成が前提されている)は加点2とする。

④学部及び大学院の入試試験問題作成・採点・面接委員はいずれかを担当していれば加点1とする。

⑤次に掲げる教育活動に関する委員会、最も活動実績があったと認められる委員会一つについてのみ加点1とする。

(共通教育委員会、教育推進委員会、教務学生委員会、学部・研究科FD委員会、学校教育課程委員会、地域科学課程委員会、教育実践研究実施委員会、介護等体験実施委員会、学部・研究科就職委員会)

⑥学部・研究科就職委員会委員以外の者で、学生の就職相談等に関し、特に活発な活動であると認められる場合には加点1とする。

⑦顧問など課外活動での学生指導に見るべき貢献があれば加点1とすることができる。

⑧実習、インターンシップ等にかかわる学外機関との協議・折衝を担当した場合には加点1とすることができる。(「IV. 特記事項・その他」の欄に記載すること。)

⑨自主学習への配慮、基礎学力不足学生への配慮等から、特別な取組を行っている場合には、加点1とすることができる(例えば自主ゼミ等の活動の促進、補習授業の開講等)。(「IV. 特記事項・その他」の欄に記載すること。)

⑩中期計画・中期目標から抽出される授業実施関連以外での教育目標に大きな貢献があったと認められる場合は、加点1とすることができる。(自己申告は「IV. 特記事項・その他」の欄に記載すること。)

「研究活動領域（芸術領域を含む）評価基準」

【評価の基本的方針】

- ①総点は20点を上限とする。
- ②研究活動領域は

「基本領域」（「A分野（論文等著作物発表を主とする）」または「B分野（展覧会、演奏会、作品発表等を主とする）」）、「加点領域」（A・B分野共通）、「自己評価」（A・B分野共通）の3つの分類項目で行う。

【評価基準】

◇「基本領域」

「基本領域」には〔A分野〕と〔B分野〕があります。各人の研究スタイルにあわせ、いずれか一つの分野を選択し、回答してください。

〔A分野〕

1. 研究業績

過去3年間で1編以上の論文または著書等がある場合は基本点12点という考え方を基にし、それに加点する。

(1) 論文

（共著の記載方法、雑誌名の省略等は各分野の慣例に従うこと。ファースト・オーサーではない共著の場合は、その位置づけを明記すること。）

- ①論文総数のうち、査読論文（単著またはファースト・オーサー）が1編以上ある場合は加点2とする。なお、共著の査読論文は加点1とする。
- ②査読論文ではないが、他の研究者の論文等で引用されるなど、その内容が優れていると判断される場合は加点1とする。
- ③論文が2編以上ある場合は加点2とする。
- ④特に、学部・研究科の重点研究に資する内容の場合、2点加点する。研究内容等がマスコミ等広報でとりあげられ、評価されていれば加点1とする。複数件評価されていれば、件数に応じて上限3点まで加点する。

(2) 著書等（単著、編著、共著、翻訳）

- ①単著（翻訳も含む）の場合は加点2、学術的で特に優れている場合（たとえば科学研究費補助金の出版助成金を受けているような場合）はさらに最大6点まで加点する。
- ②著書が2編以上ある場合は加点2とする。
- ③特に、学部・研究科の重点研究に資する内容の場合、2点加点する。著書がマスコミ等広報でとりあげられ、評価されていれば加点1とする。複数件評価されていれば、件数に応じて上限3点まで加点する。
- ④学校教育用検定図書の執筆がある場合は加点2とする。

- (3) 展覧会への出展、演奏会への出演、作品等の発表があればそれぞれ加点2とする。加点については〔B分野〕(1)の①～④、(2)の加点例に準じてさらに上限4点まで加点する。

〔B分野〕

1. 研究業績

(1) 過去3年間で1回の展覧会への出展、演奏会への出演、または作品（編曲を含む）の発表（演奏・上演・上映等）があれば基本点12点という考え方を基にし、それに加点する。（展覧会、演奏会等の名称、場所、年月日等を記載する。）

①展覧会への出展、演奏会への出演、または作品（編曲を含む）の発表（演奏・上演・上映等）が2回以上ある場合は加点2とする。

②個展、リサイタル、または作品の出版・CD等の発行（私家版を除く）があれば加点2とする。複数件数ある場合にはさらに加点1とする。

③マスコミ等でとりあげられ、論評されたら加点1とする。（記事や論評が公表された媒体名称や年月日等を記載する）複数件評価されていれば、件数に応じて上限3点まで加点する。

④特に、学部・研究科の重点研究に資する創作活動等の場合、2点加点する。

(2) 展覧会や演奏会の企画等の活動実績がある場合には、加点2とする。

(3) 学術論文や著書（翻訳も含む）があればそれぞれ加点2とする。論文については〔A分野〕(1)、著書については〔A分野〕(2)の加点例に準じてさらに上限4点まで加点する。

◇「加点領域」〔A・B分野共通〕

1. 学会・研究会・セミナー・展覧会・演奏会・コンクール・競技会関係

(1) 学会活動で特に優れた貢献（例えば、役職、査読レフリー等）がある場合、加点1とする。

(2) 学会における招聘講演・パネリスト・基調講演がある場合、加点1とする。

(3) 学会賞およびそれに類する受賞がある場合、受賞の内容等を記載し、上限加点3とする。

(4) 外国における学会発表または作品・演奏発表は加点1とする。

(5) 研究会等を組織もしくは主宰している場合は、加点2とする。

(6) 文化財調査や修復、楽譜校訂、公開レッスン、演奏団体の主宰・指導等の活動がある場合には、加点1とする。

(7) 専門とする研究領域の学会や研究会で、研究成果についての発表がある場合には、加点1とする。

(8) 展覧会・コンクール・競技会等で審査員を行った場合は、加点1とする。

(9) 展覧会・演奏活動・創作活動・コンクール・競技会等で受賞した事項がある場合は、受賞の内容等を記載し、上限加点3とする。

2. その他の活動

(1) 研究をとおして開発された工業所有権、教材、製品、商標などに関する業績があれば加点1とする。

- (2) 諸団体との共同研究，地域での調査活動に関する報告書等があれば加点1とする。
- (3) 学内研究費（学長裁量経費・学部長裁量経費）を獲得していれば加点1とする。
- (4) 期間内に実施している教育・研究プロジェクト経費等を獲得していれば加点1とする。
※ただし，設備更新や備品の購入等は，除く。
- (5) 外部研究費等の導入状況
 - ①科学研究費補助金に応募していれば加点2とする。（分担を含む。継続の場合は新たに応募しなくても加点する。）複数件数応募している場合はさらに加点2とする。
 - ②科学研究費補助金に採択（継続を含む）されればさらに加点2とする。
 - ③採択された科学研究費補助金の研究代表者であればさらに加点1とする。
 - ④公的資金（他省庁・省庁の外郭団体，県，市町村等），財団，企業等からの研究費や奨学寄附金の受け入れ，その他（企業との共同研究，受託研究等）があれば加点1とする。

◇自己評価〔A・B分野共通〕（0～10点）

過去3年間において，具体的な研究業績としてはまだ公表されていないが，調査研究，創作活動，附属学校園での実践的教育研究など，現在取り組んでいることがあれば，今後の計画等も含め記述し，自己評価する。

また，具体的な研究業績の公表の有無にかかわらず，「基本領域」・「加点領域」に記載されている事項以外の研究活動等で，特に記載すべき事項があればその内容を記載し，合わせて自己評価する。

「社会貢献・国際交流活動領域評価基準」

【評価の基本的方針】

- ①総点は20点を上限とする。
- ②社会貢献・国際交流活動領域の評価は、
「A. 大学・学部の社会貢献・国際交流活動への協力」と
「B. A以外の社会貢献・国際交流の取り組み」、さらに
「C. 自己評価」の分類項目で行う。

【評価基準】

以下のA・Bの各項目に関わって取り組みを行っている場合

6つ以上の項目	(20点)
5つの項目	(17点)
4つの項目	(14点)
3つの項目	(11点)
2つの項目	(8点)
1つの項目	(5点)

◇A. 「大学・学部の社会貢献・国際交流活動への協力」

中期計画「社会との連携，国際交流等に関する目標」に関わる活動をはじめ，大学・学部で取り組む「社会貢献」（「社会との連携」「地域貢献」）・「国際交流」等に関わる活動。

「社会貢献」

- ①公開講座などの地域貢献の取り組み
- ②自治体と大学との連携事業等の取り組み
- ③市民開放プログラムで市民の学習に機会を設けている。
(実際に参加者がいる場合，1点加点する)
- ④大学・学部の「社会貢献」の組織づくりに関わる取り組みを進めている。
- ⑤大学・学部の「社会貢献」の推進に関わる授業を行っている。
- ⑥教員免許更新講習の講師を務める。
- ⑦上記以外の大学・学部の「社会貢献」に関わる取り組み

「国際交流」

- ⑧短期留学生プログラムに開講している。
(実際に参加者がいる場合，1点加点する)
- ⑨海外教員研究留学生の受け入れ教員に登録している。
(実際に参加者がいる場合，1点加点する)
- ⑩学術交流協定の窓口教員となっている。
(実際に交流活動を行っている場合，1点加点する)
- ⑪留学生を支援する活動を行っている（寄附も含む）。
- ⑫大学・学部の国際交流の組織づくりに関わる取り組みを進めている。
- ⑬国際交流の推進に関わる授業を行っている。
- ⑭上記以外の大学・学部の国際交流活動に関わる取り組み

◇B. 「上記A以外の社会貢献・国際交流の取り組み」

A以外で、社会貢献・国際交流に関わって大学人として個人やグループで行っている取り組み。

「社会貢献」

- ①国の審議会や委員会等をはじめとする協力
- ②公的機関（大学入試センター，日本学術振興会，指導要領の改訂等）から委嘱を受けて専門的立場からの協力
- ③地方自治体等の審議会や委員会等をはじめとする協力
- ④NPOなどの組織や企業等との協力
- ⑤市民（教員およびさまざまな専門職もふくむ）との共同研究や研究会等の取り組み
- ⑥市民（教員およびさまざまな専門職もふくむ）を対象とする講演会やシンポジウムでの講演や報告などの活動
- ⑦市民（教員およびさまざまな専門職もふくむ）を対象とする研究会や集会などでの助言者やコーディネーターとしての活動
- ⑧市民を対象とする文化活動への参画と協力
- ⑨大学の「社会貢献」に関わる報告や研究
- ⑩地域の諸学校（幼稚園・小学校・中学校・高校等）における講演・講義・授業等の取り組み（非常勤講師を除く）。ただし、出前講義は次の「管理運営活動領域」B2のところに記入してください。
- ⑪その他，「社会貢献」に関する取り組み（専門学校以上の教育機関における非常勤講師を含む）

「国際交流」

- ⑫国の国際交流の取り組みへの協力
- ⑬地方自治体等の国際交流の取り組みへの協力
- ⑭NPOなどの組織や企業等における国際交流の取り組みへの協力
- ⑮市民の国際交流への協力
- ⑯大学の国際交流・国際貢献に関わる報告や研究
- ⑰その他，国際交流・国際貢献に関連する取り組み

◇C. 自己評価（0～4点）

「社会貢献」・「国際交流活動」の分野で特に重点的に取り組んでいることについて記述し、自己評価する。（それに対する外部からの評価等，特記事項を含む）（記述がある場合2点加点する。特記事項等に関わって2点加点する。）

「管理運営活動領域評価基準」

【評価の基本的方針】

- ①総点は20点を上限とする。
- ②管理運営活動領域の個人評価は、
「部局・講座等の運営上必要な会議・業務への参加」
「学部および全学における委員会・WG等での活動」
「学外での活動（入試説明，出前講義，教大協等での活動など）」
「学外機関（文科省，自治体，教育委員会等）との管理運営事項に関する協議・折衝」「自己評価：自分の年間の管理運営活動について特記事項」の五つの分類項目で行う。
- ③委員会については，兼任状況・開催頻度を配慮して加点する。

【評価基準】

- ◇A. 「部局・講座等の運営上必要な会議・業務への参加」
- I 会議：概ね出席していれば，10点とする。
 - ①教授会・人事委員会・研究科委員会：
支援室による出席確認の上，出席率が著しく悪い場合（6割を目安）には，それぞれ2点減点とする。（※教授会副議長は加点1とする。）
 - ②講座・サブコースまたは専攻・領域における会議（人事に関する協議会を含む）
 - ・講座協議会
 - ・専攻協議会及び領域協議会各主任の判断で出席率により，それぞれ2点減点とする。
（※主任は，加点1する。）
 - II 入試監督：入試の種別・回数にかかわらず監督業務にたずさわれば，1点とする。
 - III 清掃活動に参加するなど環境美化に努めていれば，加点1点とする。
- ◇B1. 「学部および全学における委員会・WG等での活動」
（ただし，FD関係、留学生・国際交流活動関係を除く）
- ①年間開催回数1～9回の委員会・WG等の委員：
1～3件兼任：2点
4～6件兼任：4点
7件以上兼任：6点
（※委員長は，加点1する。）
 - ②年間開催回数10回以上に相当する委員会・WG等（これに相当する委員会等は事前に調査する）の委員：
1～3件兼任：3点
4件以上兼任：6点
（※委員長は，加点2する。） ただし、出席が悪い場合は各1点減点
・上位の委員会の委員長が下位の委員会・ワーキング等の委員長を兼ねる場合は重複加点しない。
・各委員会等の委員長は，会議ごとの記録作成に最終的な責任を持つ。

③管理職手当受給対象者には加点2点とする。

B2. 「学外での活動（入試説明，出前講義，教大協等での活動など）」

記載データに応じて加点1～2点する。

B3. 「学外機関（文科省，自治体，教育委員会等）との管理運営事項に関する協議・折衝」

記載データに応じて加点1～2点する。

◇C. 「自己評価：年間の管理運営活動について特記事項」

評価実施委員の判断により，A～B3の評価点以上に評価できる場合は，加点1～3点する。

(別紙1)

個人評価表

_____ 講座 _____ 殿

領域名	領域ごとの評価点 (素点)	評価点の合計
①教育活動		_____ 100
②研究・芸術活動		
③社会貢献・国際交流活動		
④管理運営活動		

◎印は加配領域

福井大学教育地域科学部及び教育学研究科評価実施委員会

(別紙2)

異議申立書

福井大学教育地域科学部及び
教育学研究科評価委員長 殿

申立人（講座・氏名）：

第1 目的

福井大学医学部，医学部附属病院（以下「医学部」という。）の教員個人の教育・研究・社会貢献・診療等の活動状況について点検・評価し，もって医学部の教育，研究等の向上に資するよう，以下のことを目的として教員の個人評価（以下「評価」という。）を実施する。

- （1）教員が，自己の活動を点検し，自己評価することによって，その活性化に役立てるとともに，自己の活動の改善と向上に努めることを促進する。
- （2）評価の結果を総合的に分析し，教育活動，研究活動，社会貢献・国際交流活動，管理運営活動及び診療活動の改善と向上に努める。
- （3）教員の活動状況及び評価の結果を公表することによって，広く国民の理解と支持を得られるよう努め，もって社会への説明責任を果たす。

第2 評価の対象教員

評価の対象とする教員は，医学部の教授，准教授，専任の講師，助教及び助手とし，評価実施年度の7月1日に在職する者とする。（ただし，第3第2項に定める評価期間中の在職期間が，1年未満の教員については，除外する。）

第3 評価の領域及び評価の期間

- 1 評価は，教育活動，研究活動，社会貢献・国際交流活動，管理運営活動及び診療活動の5領域とする。
（ただし，診療活動に従事しない教員については，診療活動を除く4領域とする。）
なお，これにより難いと医学部長が認める教員については，評価の領域を最小2領域とすることができる。
- 2 評価は，3年に1度，過去3年度分の教員個々の活動について行う。

第4 評価実施組織

- （1）医学部長
 - ・ 評価実施の責任者
- （2）医学部評価委員会
 - ① 評価の実施に関する方針の決定
 - ② 各評価領域の評価結果の審議・承認
 - ③ 総合評価の実施
 - ④ その他評価に関する調整
- （3）医学部評価対策室
 - ・ 評価の実施に関する事項の専門的検討

(4) 各評価領域の評価は次表に掲げる組織が実施する。

対象教員 評価領域	医学科・ 共通系	医学科・ 基礎医学系	医学科・ 臨床医学系 (医学部附属病院を含む)	看護学科
教育活動	副学部長 (教育)			
	医学部評価委員会が 指名した 共通系の 領域主任教員 2名	医学部評価委員会が 指名した 基礎医学系の教授 2名	医学部評価委員会が指 名した臨床医学系 (医 学部附属病院を含む) の教授 3名	医学部評価委員会 が指名した 看護学科の教授 2 名
研究活動	副学部長 (研究)			
	医学部評価委員会が 指名した 共通系の 領域主任教員 2名	医学部評価委員会が 指名した 基礎医学系の教授 2名	医学部評価委員会が指 名した臨床医学系 (医 学部附属病院を含む) の教授 4名 (内科系, 外科 系各 2名)	医学部評価委員会 が指名した 看護学科の教授 2 名
社会貢献・ 国際交流活動	医学科長			看護学科長
	医学部評価委員会が 指名した 共通系の 領域主任教員 2名	医学部評価委員会が 指名した 基礎医学系の教授 2名	医学部評価委員会が指 名した 臨床医学系 (医学部附 属病院を含む) の教授 2名 (内科系, 外科系各 1 名)	医学部評価委員会 が指名した 看護学科の教授 2 名
管理運営活動	医学部長、病院長			
	医学科長			看護学科長
診療活動	(診療活動に従事して いる教員については、 医学科・臨床医学系欄 に同じ)	(診療活動に従事してい る教員については、医学 科・臨床医学系欄に同 じ)	病院長、副病院長 (教 員) 及び医学部評価委 員会が指名した臨床医 学系 (医学部附属病院 を含む) の教授 2名 (ただし、内科系, 外科系各 3名とする) 病院部長	(診療活動に従事して いる教員について は、医学科・臨床医 学系欄に同じ)

第5 評価基準及び評価の方法

- 1 医学部長は、本指針に定める目的に沿い、医学部の目標、専門分野の特徴などを考慮した「教員の個人評価に係る評価基準」を定め、これを医学部の教員にあらかじめ公表する。
- 2 前項の評価基準には、第3に定める各領域の評価の評点・評語及びこれを基に行う総合評価の評点・評語を含めて定めるものとする。
- 3 医学部長は、教員の職種、職務の特殊性、専門性等の状況及び当該教員の申告を考慮して各領域の評価に加える重み (各領域の合計が「10」となるよう定める。) を決定する。ただし、診療活動に従事する教員の評価に加える重みについては、医学部附属病院長の意見を聞くことができる。
教員は、その職務の実態等に応じ、各領域の評価に加える重みについて自己の考えを医学部長に申告することができる。
- 4 医学部評価委員会は、各領域の評点に当該領域の評価に加える重みを乗じ総合評価の評点を算出し、総合評価を行う。

第6 個人評価調査票等の作成

- 1 各教員は、個人評価調査票を「福井大学総合データベース」に自己の活動状況を入力することによって作成し、自己評価を記載した「医学部個人評価票」（別紙様式第1号）を、医学部長に提出するものとする。
（ただし、研究活動領域については入力したデータを基に「個人評価調査票（研究活動）」を、診療活動領域については「個人評価調査票（診療活動）」をそれぞれ書面により作成するものとする。）
- 2 個人評価調査票のうち、教育活動、社会貢献・国際交流活動、管理運営活動及び診療活動の4つ領域にあつては、評価実施年度の前年度までの過去3年度分の本学における活動状況、また研究活動領域については、原則的に過去3年分の他機関での業績を含めた活動状況を入力するものとする。

第7 評価結果の通知及び報告等

- 1 医学部評価委員会は、教員に当該教員の評価結果を適切な方法によって通知するものとし、教員が自己の評価結果に関して意見を申し出る機会を設けるものとする。
- 2 医学部評価委員会は、評価の結果を取りまとめ、医学部長に通知するものとする。また、診療活動を含む領域で評価を実施した評価の結果については、医学部附属病院長に併せて通知するものとする。
- 3 医学部長及び医学部附属病院長は、優れた活動を行っている教員に対しては、その活動の一層の向上を促し、また、活動状況に問題のある教員に対しては、適切な指導及び助言等によって活動の改善を促すものとする。
- 4 医学部長は、評価の結果及びその結果によって行った指導等の状況について学長に報告するものとする。

第8 評価結果の活用等

- 1 評価結果は、教員が次の評価期間の活動を充実させるために活用するものとする。
- 2 医学部長は、高い評価を受けた教員を、全学の顕彰制度による被顕彰者候補として学長に推薦することができる。
- 3 医学部長及び医学部附属病院長は、評価結果を医学部及び医学部附属病院の運営の改善に役立てるものとする。

第9 評価結果の公表等

評価結果の公表については、全学評価委員会に定める範囲及び方法により行うものとする。

附 則

- 1 この指針は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この指針により最初に行う評価は、全学評価委員会の定めるところにより、平成15年度から平成17年度までの3年間（ただし、研究活動領域は、平成13年から平成17年までの5年間）の活動実績を資料として、平成18年度に試行として行う。
- 3 最初に行う評価実施後において、実施状況の評価し、所要の見直しを行うものとする。

附 則（平成19年3月30日改正）

この指針は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年10月11日改正）

この指針は、平成19年10月11日から施行する。

附 則（平成22年9月9日改正）

この指針は、平成22年9月9日から施行する。

(別紙様式第1号) 医学部個人評価票

所 属 (学部, 附属病院) (○で囲む)

講座・領域等 _____

職 名 _____ 氏 名 _____

1. 教育活動

評価の評点と ランク	5: 特に優れて いる	4: 水準を上回 っている	3: 水準に達し ている	2: やや問題があり 改善の余地がある	1: 問題があり 改善を要する
自己評価記入 欄					
根拠記入欄 (自己記入)					
評価者記入欄 評価者 _____					

2. 研究活動

評価の評点と ランク	5: 特に優れて いる	4: 水準を上回 っている	3: 水準に達し ている	2: やや問題があり 改善の余地がある	1: 問題があり 改善を要する
自己評価記入 欄					
根拠記入欄 (自己記入)					
評価者記入欄 評価者 _____					

3. 社会貢献・国際交流活動

評価の評点と ランク	5：特に優れて いる	4：水準を上回 っている	3：水準に達し ている	2：やや問題があり 改善の余地がある	1：問題があり 改善を要する
自己評価記入 欄					
根拠記入欄 (自己記入)					
評価者記入欄 評価者_____					

4. 管理運営活動

評価の評点と ランク	5：特に優れて いる	4：水準を上回 っている	3：水準に達し ている	2：やや問題があり 改善の余地がある	1：問題があり 改善を要する
自己評価記入 欄					
根拠記入欄 (自己記入)					
評価者記入欄 評価者_____					

5. 診療活動

評価の評点と ランク	5：特に優れて いる	4：水準を上回 っている	3：水準に達し ている	2：やや問題があり 改善の余地がある	1：問題があり 改善を要する
自己評価記入 欄					
根拠記入欄 (自己記入)					
評価者記入欄 評価者_____					

第1 趣旨

この評価基準は、福井大学医学部における教員の個人評価指針（以下「指針」という。）第5の規定に基づき教員の個人評価（以下「評価」という。）に係る必要な事項を定める。

第2 評価項目及び基準、評価の評点・評語及び評価に加える重み

(1) 各評価領域の評価項目及び基準

別紙のとおり評価項目及び基準を設定する。

(2) 各評価領域及び総合評価における評点・評語

① 教育活動、研究活動、社会貢献・国際交流活動、管理運営活動及び診療活動の各領域の評価は、次の5段階の評点及び評語により実施する。（ただし、診療活動に従事しない教員については、診療活動を除く4領域とする。）

- 5 特に優れている
- 4 水準を上回っている
- 3 水準に達している
- 2 やや問題があり改善の余地がある
- 1 問題があり改善を要する

② 各領域の評点に当該領域の評価に加える重みを乗じ総合評価の評点を算出し、次の4段階で総合評価を行う。

総合評価の評点及び評語

- 40以上 優れている (A)
- 30以上40未満 おおむね適切 (B)
- 20以上30未満 やや問題があり改善の余地がある (C)
- 20未満 問題があり改善を要する (D)

③ 「個人評価調査票」及び「医学部個人評価票」を提出しない教員（特別な理由のある場合を除く。）の評点は「0」とする。

(3) 各領域の評価に加える重み

- ① 各領域の評価に加える重みは、各領域の合計が「10」となるよう定める。
- ② 各領域に加える重みは「1」から「6」までの範囲（診療活動に従事しない教員については、「1」から「7」までの範囲）で、整数値とする。
- ③ 指針第3の1なお書きの定めるところにより評価領域を減じた場合についても、各領域に加える重みは「1」から「7」までの範囲で、整数値とし、各領域の合計が「10」となるよう定める。

第3 教員の自己評価等の取扱い及び意見の申し立て

(1) 教員が自己評価、自己アピール等を記述している場合には、これを評価又は重み付けの参考にする。ただし、自己評価は個人により評価基準が異なるため、これに拘束されるものではない。

(2) 各教員は、評価結果に対して意見の申し立てができる。また、評価過程についての説明を求めることができる。

各評価領域の評価項目及び基準

1 教育活動領域

【評価項目】

A 一つの教育活動（授業科目等）ごとの項目

1 学部教育の実績（科目毎に記入）

- ① 授業科目（等）名（履修年次，必修・選択の別）
- ② 履修者数
- ③ 単位取得者数（優○名，良○名，可○名，不可○名）
- ④ 授業形式（A：講義 B：実験・実習 C：臨床実習 D：テュートリアル E：研究室配属 F：その他）
- ⑤ 主な役割（A：全てを担当 B：分担 C：コーディネーター D：チューター E：その他）
- ⑥ 担当時間数
- ⑦ 担当学生数（科目が小グループに分かれている場合のみ記入）
- ⑧ 学生による授業評価アンケート結果
- ⑨ 教育目標の達成状況（A：十分達成された B：大体達成された C：ある程度達成されたが十分な点もある D：あまり達成されていない）
- ⑩ ⑨においてそう判断する理由を簡潔に記載
- ⑪ 特記事項（授業に対する取組や改善事項について，特記する事項があれば記載）

2 大学院教育の実績（科目毎に記入）

- ① 授業科目（等）名（A：博士課程・B：修士課程の別，一般・社会人の別，必修・選択の別）
- ② 履修者数
- ③ 単位取得者数（優○名，良○名，可○名，不可○名）
- ④ 授業形式（A：講義 B：セミナー C：実験・演習・実習 F：その他）
- ⑤ 主な役割（A：全てを担当 B：分担 C：コーディネーター E：その他）
- ⑥ 担当時間数
- ⑦ 使用言語（A：日本語 B：英語 C：その他）
- ⑧ 学生による授業評価アンケート結果
- ⑨ 教育目標の達成状況（A：十分達成された B：大体達成された C：ある程度達成されたが十分な点もある D：あまり達成されていない）
- ⑩ ⑨においてそう判断する理由を簡潔に記載
- ⑪ 特記事項（授業に対する取組や改善事項について，特記する事項があれば記載）

3 大学院学生の指導実績（学生毎に記入）

- ① 指導学生の氏名、学籍番号
- ② 学生種別（A：修士（主） B：修士（副） C：博士（主） D：博士（副） E：その他（特別研究学生など）
- ③ 指導法（A：実験の立案 B：実験技術の直接指導 C：実験技術の間接指導 D：論文作成の指導 E：その他）
- ④ 指導学位論文
- ⑤ その他の指導論文
- ⑥ 就職（ポスドク含む）、進学（博士課程）先
- ⑦ 教育目標の達成状況（A：十分達成された B：大体達成された C：ある程度達成されたが十分な点もある D：あまり達成されていない）
- ⑧ ⑦においてそう判断する理由を簡潔に記載
- ⑨ 特記事項（指導に対する取組や改善事項について，特記する事項があれば記載）

B 教育活動全般にわたる項目

1 授業科目担当数

- ① 学部教育（「A1」の記載により転載可能）
 - i 講義（科目数： 担当時間数： ）
 - ii 実験・実習（科目数： 担当時間数： ）
 - iii 臨床実習（科目数： 担当時間数： ）
 - iv テュートリアル（科目数： 担当時間数： ）
 - v 研究室配属指導（科目数：（原則1） 担当時間数：（3週間受け入れた場合60とする。））
 - vi その他（科目数： 担当時間数： ）
- ② 大学院教育（「A2」の記載により転載可能）
 - i 講義（科目数： 担当時間数： ）
 - ii セミナー（科目数： 担当時間数： ）
 - iii 実験・演習・実習（科目数： 担当時間数： ）
 - iv その他（科目数： 担当時間数： ）

2 研究指導学生数

- ① 卒業研究（論文）指導学生数【看護学科対象】
- ② 修士課程（主指導）
 - i 修士課程指導学生数（「A3」の記載により転載可能）
 - ii うち修士論文指導学生数（「A3」の記載により転載可能）
- ③ 修士課程（副指導・受入指導）
 - i 修士課程指導学生数（「A3」の記載により転載可能）
 - ii うち修士論文指導学生数（「A3」の記載により転載可能）
- ④ 博士課程（主指導）
 - i 博士課程指導学生数（「A3」の記載により転載可能）
 - ii うち博士論文指導学生数（「A3」の記載により転載可能）
- ⑤ 博士課程（副指導・受入指導）
 - i 博士課程指導学生数（「A3」の記載により転載可能）
 - ii うち博士論文指導学生数（「A3」の記載により転載可能）
- ⑥ 論文博士（主指導）
 - i 論文博士指導数
- ⑦ 論文博士（副指導・受入指導）
 - i 論文博士指導数
- ⑧ 研究室配属学生受入数【医学科対象】（「A1」の記載により転載可能）
- ⑨ 研究生受入数
- ⑩ その他の研究者受入数

3 論文審査

- ① 修士論文
 - i 主査数
 - ii 副査数
- ② 博士論文
 - i 主査数
 - ii 副査数

4 他学部及び他大学での教育活動

- ① 他学部での教育活動
 - i 学部長
 - ii 担当科目名
 - iii 担当時間数
 - iv 期間

② 他大学等での教育活動

- i 機関名
- ii 担当科目名
- iii 担当時間数
- iv 期間

③ 他大学での客員教授

- i 機関名
- ii 従事回数
- iii 期間

5 授業外教育活動

- ① 授業外の補講，実験・実習の延長指導，個人学習指導，就職・進路指導等の実施状況
- ② 修学・生活・クラブ活動の指導状況

6 FDへの取組状況

- ① FDへの取組状況（参加したFD名・期間・内容等を記入）

7 その他の特記事項

- ① 大学教育の実践・改善に関わる助成金の取得，教育活動に関わる受賞，教材開発，研究発表，研修会（学会，FDなど）の運営，他大学の教育活動視察等

8 その他の自由記述

- ① 上記以外の教育活動に関することについての自由記述

【評価基準】

- ・ 上記の評価項目をデータ入力し，以下の5段階により自己評価する。
 - 5：特に優れている
 - 4：水準を上回っている
 - 3：水準に達している
 - 2：やや問題があり改善の余地がある
 - 1：問題があり改善を要する

2 研究活動領域

研究の活動実績（研究活動評価）、研究の成果（研究成果評価）の二つの観点で評価点を算出し、その評価点をもとに、研究評価（5段階）を行う。なお、研究成果評価は質的側面に量的側面を加味し行う。

【評価基準】

活動評価点と成果評価点とにより下記のとおり評価する。

なお、特記事項については、委員会等で勘案の上、提出された客観的証拠に基づき評点を算出する。

「5：特に優れている」の基準：活動評価がS以上、かつ成果評価が8ポイント以上。

「4：水準を上回っている」の基準：活動評価がA以上、かつ成果評価が6ポイント以上。

「3：水準に達している」の基準：活動評価がB以上、かつ成果評価が4ポイント以上。

「2：やや問題があり改善の余地がある」の基準：活動評価がC以上、または成果評価が2ポイント以上。

「1：問題があり改善を要する」の基準：上記に該当せず。

1. 研究活動評価

研究の活動実績について、評価点を算出し、評価を行う。

【評価項目】

項	カテゴリー	細目	評点
1	3年間の学会発表等	筆頭演者で国際学会の発表あり、または全国的学会でシンポジスト等。もしくは同等。	3
		筆頭演者で国内学会の発表あり、または共同演者で国際学会にて発表あり。	2
		共同演者として国内学会で発表あり。	1
		学会発表一切なし。	0
2	3年間の他省研究班	他省研究代表者、研究班班長、または同等。	2
		他省研究班班員、班友、または同等。	1
3	3年間の特記すべき研究活動	国際学会シンポジスト、学会賞、特筆すべき産学連携活動等。	3

項	カテゴリー	細目	採択	評点
4	3年間の科研、民間助成金等 ・代表者として申請した場合に限る。 本項目については、右記事例ごとに評点を付し、その評点の合計をもって本項目の評点とする。	科研基盤B・若手A以上、 科研班研究計画班員、 他省庁競争の大型グラント、 国際的グラント	採択	5
			不採択（申請のみ）	1
		基盤C・若手B・挑戦的萌芽研究、 科研班研究公募班員	採択	4
			不採択（申請のみ）	1
		審査のある民間助成金	採択	2
			不採択（申請のみ）	1

【評価基準】

「S」の基準：上記評価項目の1～4について算出した評価点の合計が5以上。

「A」の基準：上記評価項目の1～4について算出した評価点の合計が4。

「B」の基準：上記評価項目の1～4について算出した評価点の合計が3もしくは2。

「C」の基準：上記評価項目の1～4について算出した評価点の合計が1。

「D」の基準：上記評価項目の1～4について算出した評価点の合計が0。

2. 研究成果評価

「今期：評価対象3年間」「前期：過去4～6年間」「近い将来」のいずれかの期間における研究の成果について、質的側面に量的側面を加味し、評価点を算出する。研究成果においては評価期間中の最も優れた業績を評価に使用する。但し、「前期」に対して評価を受けることができるのは、希望者でかつ今期の研究活動評価がA以上の者のみとする。「今期」の業績とは、評価対象期間中に出版（オンライン上の出版を含む。in press を含まない。出版日が確認できる書類上の日付を出版日とする）されたものとする。

なお、近い将来見込める成果については、具体的証拠に対し審査し、評価点を付与することとする。評価にあたっては、対象とする成果が今後も評価に用いられる可能性も考慮し、評価点を付与する。

(1) 研究成果評価（質的側面）

研究業績(※)について、「学術的観点」もしくは「社会・経済・文化への貢献の観点」のいずれかの観点および「業績への貢献度」を勘案し、研究成果の質的側面について質的評価点を算出する。評価基準を以下に示す。具体的算出方法については、別添1参照。算出にあたってはI F等は最新のものを使用する。但し、被評価者が希望すれば対象3カ年中のI F等も使用できる。この場合、被評価者の責任において根拠となる書類を提出することとする。

なお、「社会・経済・文化への貢献の観点」からの評価点については、委員会で提出された客観的証拠に基づき厳正に審議し、決定する。別添2参照。

※研究業績の定義

- 1) 論文：原著，総説，その他
- 2) 著書
- 3) 創作活動に基づく業績
- 4) 特許
- 5) その他

【評価項目および評価基準】

① 医学科（人文・社会科学系以外）

項	カテゴリー		基準	
1	業績の水準 (いずれかの観点から評価)	学術	卓越している	I F 7以上またはJ C R分野別上位5%以内
			優秀な水準である	I F 5以上またはJ C R分野別上位10%以内
			十分な水準である	I F 2以上
		社会・経済・文化への貢献	卓越している	世界的な影響を与えたまたは全国的に多大な影響を与えた。
			優秀な水準である	全国的に影響を与えた。
			十分な水準である	地域に影響を与えた。
2	業績への貢献度	主たる貢献者	1st, 2nd, last, corresponding のいずれかである。	

② 医学科（人文・社会科学系）

項	カテゴリー		基準	
1	業績の水準 (いずれかの観点から評価)	学術	卓越している	I F 7以上またはJ C R分野別上位5%以内
			優秀な水準である (いずれかに該当)	I F 5以上またはJ C R分野別上位10%以内 各専門領域で選定した邦文も含めた上位3誌に掲載された査読原著論文である。(被評価者に上位3誌の選出根拠について可能な範囲で客観的な補足説明をしてもらう)
			十分な水準である	査読原著論文
		社会・経済・文化への貢献	卓越している	世界的な影響を与えたまたは全国的に多大な影響を与えた。
			優秀な水準である	全国的に影響を与えた。
			十分な水準である	地域に影響を与えた。
2	業績への貢献度	主たる貢献者	業績の水準が	1st, 2nd, last,

			卓越している場合	corresponding のいずれかである。
			業績の水準が優秀な水準である場合	各専門領域で選定した邦文も含めた上位3誌に掲載された査読原著論文である場合は、単著、第1著者あるいはそれに相当するもの。
			上記以下	単著、第1著者あるいはそれに相当するもの。

③ 看護学科

項	カテゴリー		基準	
1	業績の水準 (いずれかの観点から評価)	学術	卓越している	<ul style="list-style-type: none"> 医学科に準じる。もしくは 各領域で抽出された欧文 peer review 誌 「Nursing Research」 「Public Health Nursing」 「Archives of Psychiatric Nursing」 「Journal of Clinical Nursing」 「Journal of Nursing Administration」 「Cancer Nursing」 「Geriatric Nursing」 「Nursing Ethics」 「Journal of Nursing Education」 「International Journal of Nursing Terminologies and Classifications (Nursing Diagnosis)」 「Journal of Nursing Scholarship」 「Nursing Science Quarterly」 各領域のトップ3雑誌 『看護科学学会誌』 『看護研究学会誌』 『Japan Journal of Nursing Science』
			優秀な水準である	<ul style="list-style-type: none"> 医学科の基準に準じる。もしくは 各領域で抽出された邦文雑誌 「日本がん看護学会誌」 「日本災害看護学雑誌」 「日本老年看護学会誌」 「日本精神保健看護学会誌」 「日本看護学会誌」 「日本地域看護学会誌」 「日本公衆衛生雑誌」 「日本母性看護学会誌」 「日本母性衛生学会誌」 「日本小児看護学会誌」 「看護研究」 「日本看護学教育学会誌」 「日本看護管理学会誌」 「看護診断」 「日本看護医療学会雑誌」 「日本クリティカルケア学会誌」 「日本手術看護学会誌」 「日本在宅ケア学会誌」 「日本家族看護学会誌」 卓越している以外の欧文雑誌
			十分な水準である	上記以外の雑誌
		社会・経済・文化への貢献	卓越している	世界的な影響を与えたまたは全国的に多大な影響を与えた。
			優秀な水準である	全国的に影響を与えた。
			十分な水準である	地域に影響を与えた。
2	業績への貢献度	主たる貢献者	1st、2nd、3rd、last、corresponding のいずれかである。	

(2) 研究成果評価（量的側面）

研究成果の量的側面については、以下の評価項目・基準で実施する。

【評価項目および評価基準】

① 医学科（専任教員3名以上の領域）

項	カテゴリー	基準	
1	発表した業績数	望ましい水準	研究業績が6件もしくは在職年数×2以上
		標準的もしくはやや下回る水準	研究業績が3件もしくは在職年数以上（2件以上）
		上記以下	

② 医学科（専任教員2名以下の領域）

項	カテゴリー	基準	
1	発表した業績数	望ましい水準	研究業績が3件もしくは在職年数以上（2件以上）
		標準的もしくはやや下回る水準	研究業績が2件
		上記以下	

③ 看護学科

項	カテゴリー	基準	
1	発表した業績数	望ましい水準	研究業績が3件もしくは在職年数以上（2件以上）
		標準的もしくはやや下回る水準	研究業績が2件
		上記以下	

(3) 研究成果評価

質的側面により算出した質的評価点に量的側面を加味し、成果評価点を再算出する。評価基準について以下に記す。

【評価項目および評価基準】

研究業績	基準	成果評価点
今期の業績を使用	発表した業績数が望ましい水準	質的評価点
	発表した業績数が標準的もしくはやや下回る水準	質的評価点－1
	上記以下	質的評価点－2
前期の業績を使用	発表した業績数が望ましい水準	質的評価点－2
	発表した業績数が標準的もしくはやや下回る水準	質的評価点－3
	上記以下	質的評価点－3

別添1

研究成果評価（質的側面）の質的評価点算出方法

質的評価点12	卓越している研究業績があり、主たる貢献者である。 さらに、その業績の水準について特記すべき事項がある。
質的評価点11	卓越している研究業績があり、主たる貢献者である。
質的評価点10	卓越している研究業績がある。 さらに、主たる貢献者ではないが、その貢献において特記すべき事項がある。
	優秀な水準である研究業績があり、主たる貢献者である。 さらに、その業績の水準について特記すべき事項がある。
質的評価点9	優秀な水準である研究業績があり、主たる貢献者である。
質的評価点8	卓越している研究業績がある。
	優秀な水準である研究業績がある。 さらに、主たる貢献者ではないが、その貢献において特記すべき事項がある。
	十分な水準である研究業績があり、主たる貢献者である。 さらに、その業績の水準について特記すべき事項がある。
質的評価点7	十分な水準である研究業績があり、主たる貢献者である。
質的評価点6	優秀な水準である研究業績がある。
	十分な水準である研究業績がある。 さらに、主たる貢献者ではないが、その貢献において特記すべき事項がある。
	研究業績があり、主たる貢献者である。 さらに、その業績の水準について特記すべき事項がある。
質的評価点5	研究業績があり、主たる貢献者である。
質的評価点4	十分な水準の研究業績がある。
	研究業績がある。 さらに、主たる貢献者ではないが、その貢献において特記すべき事項がある。
質的評価点2	研究業績がある。
質的評価点0	上記に該当しない。

※ 「特記すべき事項」により、質的評価点を算出する場合は、具体的かつ客観的証拠（コピー可）を別途提出する。「特記すべき事項」の考慮の是非については、委員会で審議し決定する。

別添2

「社会・経済・文化への貢献の観点」については、その貢献度について具体的証拠に基づき判断を行う。

貢献度を判断する観点の例を以下に記す。

- ・ 政策形成への寄与
- ・ 国際社会への寄与
- ・ 技術・製品等の新規創出あるいは改善
- ・ 知的財産形成への寄与
- ・ 次世代への環境・資源の継承
- ・ 地域との連携・協力の推進
- ・ 生活基盤の強化
- ・ 専門職の実務への寄与
- ・ 地域の文化的課題への寄与
- ・ 新しい文化創造への寄与
- ・ 教科書・啓蒙書などの執筆
(権威ある書評などに取り上げられている。あるいは長期 にわたり広く利用され影響を与えている。)

3 社会貢献・国際交流活動

【評価項目】

(1) 国・地域等への貢献

- ① 審議会、委員会等の実績（審議会、諮問会、委員会等への参加状況）
- ② 専門職業人に対する研修、セミナー等の実績（国、地方自治体、医師会、看護協会等）
- ③ 教育委員会、学校との連携・協力による活動実績（活動内容）
- ④ 一般社会人学習等への貢献
- ⑤ 公益法人、NPO、NGO、会社等への参加状況（名称、役職）
- ⑥ 民間、公的機関等との共同研究
- ⑦ 受託研究
- ⑧ 医薬品等の臨床研究の受け入れ
- ⑨ 高度な医療・看護技術の実施・指導
- ⑩ 医療相談、心理臨床相談、健康相談
- ⑪ 国、地方自治体、医師会、看護協会などの社会への調査研究への参画
- ⑫ 社会との研究連携・協力推進のための研究会等の体制整備
- ⑬ データベース、ソフト等の研究成果の提供
- ⑭ 本学以外での診療、社会人に対する教育等による貢献
- ⑮ 放送講座等への出演
- ⑯ 新聞などへの執筆
- ⑰ その他

(2) 学会への貢献

- ① 所属学会への貢献（名称、役職）

(3) 国際貢献

- ① 国際協力事業
- ② 外国人研究者受入数
- ③ 外国人訪問者受入数
- ④ 外国人留学生受入数
- ⑤ 外国訪問数等
- ⑥ 外国大学またはアカデミーからの招聘及び招待講演
- ⑦ 外国大学またはアカデミーでの講義
- ⑧ 客員教授の経験
- ⑨ その他

(4) 産業支援

- ① 技術・運営支援、コンサルテーションの状況
- ② 新技術の実用化
- ③ その他、専門分野に関連した産業活動
- ④ 研究成果活用による企業役員の兼業状況
- ⑤ その他

(5) 特記事項の記載

【評価基準】

- ・ 上記の評価項目をデータ入力し、以下の5段階により自己評価する。
 - 5：特に優れている
 - 4：水準を上回っている
 - 3：水準に達している
 - 2：やや問題があり改善の余地がある
 - 1：問題があり改善を要する

4 管理運営活動

【評価項目】

- (1) 部局長等の貢献実績（学部長，副学部長，センター長，学長補佐，評議員等）
 - ① 職名
 - ② 任期
 - ③ 貢献の実績を具体的に記述
- (2) 全学的な委員会委員等の貢献実績
 - ① 委員会等の名称
 - ② 役職（委員長，委員等）
 - ③ 任期
 - ④ 貢献の実績を具体的に記述
- (3) 医学部における委員会委員等の貢献実績（附属病院の委員会等を含む。）
 - ① 委員会等の名称
 - ② 役職（委員長，委員等）
 - ③ 任期
 - ④ 貢献の実績を具体的に記述
- (4) 入試関連業務の貢献実績（入学試験委員会等の委員会関係については，上記（2），（3）に記入する。）
 - ① 入試関連業務内容（入試問題作成委員，採点委員，面接官，試験監督等）
 - ② 任期または従事した期間
 - ③ 貢献の実績を具体的に記述
- (5) 所属講座・領域等における管理運営の貢献実績
 - ① 係・役割等名称（領域HP管理責任者，毒劇物取扱責任者，実験廃棄物・排水処理責任者等）
 - ② 貢献の実績を，役割を含めて具体的に記述

【評価基準】

- ・ 上記の評価項目をデータ入力し，以下の5段階により自己評価する。
 - 5：特に優れている
 - 4：水準を上回っている
 - 3：水準に達している
 - 2：やや問題があり改善の余地がある
 - 1：問題があり改善を要する

5 診療活動

【評価項目】

1 診療従事時間等

- (1) 診療時間の割合（自己の活動のうち診療活動が占める割合）
- (2) 週単位での診療従事単位（半日勤務（4時間）を1単位とする。）等

- ① 外来診療
 - i 通常診療
 - ii 時間外・緊急診療
- ② 入院診療
 - i 通常診療
 - ii 時間外・緊急診療

- ③ 当直業務
- ④ 時間外待機

(3) 診療活動実績

① 診療科実績

- i 外来診療患者数
 - i-1 うち救急患者数
 - i-2 うち紹介患者数
 - i-3 うち情報提供（逆紹介）患者数
- ii 入院診療患者数
- iii 平均在院日数

② 外来診療・個人実績

- i 外来診療内容（外来主治医，外来診療補助等の役割を含め，外来診療における自己の活動実績を記載）

③ 入院診療・個人実績

- i 入院診療内容（入院主治医，入院診療補助等の役割を含め，入院診療における自己の活動実績を記載）

(4) 所属する診療科別診療実績（診療費報酬請求額）

① 診療科実績

- i 外来
- ii 入院

② 教員一人当たり

- i 外来
- ii 入院

(5) 研修医等への指導

① 研修医等への指導内容及び単位（1人に半日（4H）の指導を1単位とする）

- i 初期（卒後臨床）研修医
- ii 後期（専門医）研修医
- iii 研修登録医
- iv その他

(6) 患者コンプライアンス

① 患者コンプライアンスに要した時間及び内容

(7) 医療チームとしての貢献

2 大学病院における診療実績等

(1) 高度先進医療等の実績

- ① 診療科実績（種類，件数）
- ② 高度先進医療等の実施状況（高度先進医療（その他の高度医療，先進医療を含む）の実施状況について記載）

- (2) 特定疾患等の難病診療および臨床治験の実績
 - ① 本院実績（種類，件数）
 - ② 特定疾患等の難病診療および臨床治験の実施状況（特定疾患（同様の難病等含む）の診療および臨床治験の実施状況について記載）
- (3) 認定医、専門医、指導医等の資格取得状況
- (4) 病理診断実績
 - ① 診療科実績
 - i 剖検数
 - ② 病理診断等の実施状況（病理診断の実施状況について記載）
- (5) 手術実績
 - ① 診療科実績（保険点数により区分）
 - ② 手術の実施状況（手術の実施状況について記載）
- (6) 麻酔実績
 - ① 診療科実績（保険点数により区分）
 - ② 麻酔の実施状況（麻酔の実施状況について記載）
 - i 指導（全身）件数
 - ii 指導（伝達・局所・腰椎）件数
 - iii 実施（全身）件数
 - iv 実施（伝達・局所・腰椎）件数
- (7) 画像診断実績等
- (8) 教育・訓練等への参加実績（他科との合同カンファレンス，本院主催の講演会等への参加実績）
- (9) その他（本院における医療提供に関する貢献等）

3 特記事項

【評価基準】

- ・ 上記の評価項目にデータ入力し，以下の5段階により自己評価する。
 - 5：特に優れている
 - 4：水準を上回っている
 - 3：水準に達している
 - 2：やや問題があり改善の余地がある
 - 1：問題があり改善を要する

福井大学医学部における教員の個人評価に関する申合せ

〔 教 授 会 申 合 せ 〕
平成 1 8 年 3 月 1 7 日

福井大学医学部における教員の個人評価（以下「評価」という。）については、福井大学医学部における教員の個人評価指針（平成 1 8 年 3 月 1 7 日制定、以下「指針」という。）及び福井大学医学部における教員の個人評価に係る評価基準（平成 1 8 年 3 月 1 7 日制定、以下「基準」という。）に定めるもののほか、この申合せによる。

- 1 指針第 3 第 1 項に定める医学部長が認める教員とは次の一に該当する者とする。
 - (1) 評価実施年度の 7 月 1 日現在に引き続く本学在職年数が、5 年未満の助教及び助手
 - (2) 所属する領域等の主任教員が、評価の領域を減ずることが適当と医学部長に申し出た者

- 2 指針第 7 第 1 項及び第 2 項に定める評価結果の各教員への通知、医学部長及び医学部附属病院長への通知の様式は、別紙様式 1 のとおりとする。

また、同第 3 項に定める医学部長及び医学部附属病院長が行う活動状況に問題のある教員に対する指導及び助言等は、別紙様式 1 に記載するものとする。

- 3 基準第 2 に定めるところにより算出された総合評価の評点は、適切な方法により 1 0 0 点を上限とする評点に換算するものとする。

付 記

この申合せは、平成 1 8 年 4 月 1 日から実施する。

福井大学大学院工学研究科教員評価実施委員会要項

〔平成17年9月16日 第二教授会〕
〔平成18年3月17日 第二教授会〕

(設置)

第1 福井大学大学院工学研究科に、福井大学大学院工学研究科教員評価実施委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(目的)

第2 委員会は、福井大学の「教員の個人評価基準」(以下「全学の評価基準」という。)及び本委員会要項に基づいて、大学院工学研究科の教員個人の教育活動、研究活動、社会貢献・国際交流活動及び管理運営活動に関する評価(以下「個人評価」という。)を行い、その結果を当該教員及び総務部工学部支援室に報告する。

(評価方法)

第3 個人評価は、全学の評価基準及び次の各号に基づいて行う。

- (1) 教育活動の評価には、教育活動評価委員会が行う評価結果を用いる。
- (2) 研究活動の評価には、研究活動評価委員会が行う評価結果を用いる。
- (3) 社会貢献・国際交流活動及び管理運営活動の評価は個人データに基づいて委員会が行う。
- (4) 評価点の基準は教育活動50点、研究活動50点、社会貢献・国際交流活動20点、管理運営活動20点とする。ただし、合計点が100点を超える場合又は委員会が必要と認める場合には、基準点を教員個人毎に変更できるものとする。

(組織)

第4 委員会は次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- | | |
|------------------------|-----|
| (1) 工学研究科長が指名した教授 | 1名 |
| (2) 教育活動評価委員会委員長 | 1名 |
| (3) 研究活動評価委員会委員長 | 1名 |
| (4) 博士前期課程各専攻から選出された教授 | 10名 |

(任期)

第5 委員の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第6 委員会に委員長を置き、第4第1号の委員をもって充てる。

2 委員長は委員の中から副委員長1名を指名する。

3 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。

(委員会)

第7 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要と認めるときには、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。ただし、委員以外の者が個人評価に関わることはできない。

(庶務)

第8 委員会の庶務は、総務部工学部支援室において処理する。

(雑則)

第9 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

1 この要項は、平成17年10月1日から施行する。

2 この要項の施行後、最初に選出される委員の任期は、第5第1項の規定にかかわらず、平成20年4月30日までとする。

附 則

この要項は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成20年7月1日から施行する。

教育活動評価実施に関する申合せ

〔平成16年4月16日 第二教授会〕
〔平成20年2月27日 代議員会〕

1. はじめに

委員会の目的は、委員会要項により、「教員個人の教育活動に関する評価を実施し、その評価結果を当該教員にフィードバックすることにより、工学部及び大学院工学研究科教育の質の向上を図る」ことである。

委員会は、この目的のために全教員の工学部及び大学院工学研究科における教育活動を集計し、分析するとともに、工学部及び大学院工学研究科、学科及び専攻の教育目標達成に向け、個々の教員の教育活動を評価する。教員は集計結果と個人評価を基に自己点検・評価を行い、自己の教育活動の向上に努めるものとする。

評価結果を有益なものにするのは個々人の自己点検・評価であり、委員会による評価はそのためのドライビングフォースに過ぎない。このことを念頭に、教員はより質の高い教育活動を目指すとともに、委員会は常に評価方法の改善を行うべきである。

2. 教育活動の集計・分析

委員会による教育活動の集計・分析は以下の教育活動基礎資料、特別評価表及び入試関連資料を基に、委員の任期が終了する前期に行う。

1) 教育活動基礎資料（以下基礎資料）

基礎資料は各教員が登録した福井大学総合データベースの内容を利用し、年度ごとに作成する。基礎資料は教育活動に関する全てを対象とし、その様式については別途定める。

2) 特別評価表（別紙1）

特別評価表は、教育関連委員会等の長が委員会等の活動で特に評価の高い教員がある場合に記載し、3月末日までに教育活動評価委員会に提出する。なお、該当する教育関連委員会については教育活動評価委員会で別途定める。

3) 入試関連資料については前年度について委員長が入試課から入手する。

3. 個人評価

1) 個人評価は過去3年間の基礎資料、特別評価表及び入試関連資料を基に行う。

2) 個人評価は委員の任期が終了する年度に行う。

4. 個人評価方法

1) 評価は、個人の属する専攻の委員1名を含む2名の委員が原案を作成し、それを基に委員会が検討し、決定する。

- 2) 基礎資料の項目を「授業の実施状況」、「授業の工夫・改善等」、「その他の教育活動」の3つに分けて評価し、さらにそれらを基に総合評価を行う。
- 3) 特別評価表、入試関連資料に基づく評価は、「その他の教育活動」に含める。
- 4) 5段階評価とし、評価が特に高いものを5、高いものを4、普通を3、やや低いものを2、低いものを1とする。
- 5) 5段階評価の各段階に教員数の比率は設けない。
- 6) 「授業の実施状況」の評価は、16回の授業が実施され、成績評価表、シラバスが提出されている場合に評価を3とし、加点・減点は総合的に行う。
- 7) 「授業の工夫・改善等」の評価は、記述がある場合に評価を2とし、内容に応じて加点する。記述がない場合には評価を1とする。
- 8) 「その他の教育活動」の評価は、2つの事項に記述があれば評価を3とし、それ以上については内容に応じて加点する。事項が1つの場合には原則として評価を2、ない場合には評価を1とする。
- 9) 総合評価は「授業の工夫・改善等」の評価に重点をおいて行う。3つの評価のうち、特に高い評価が1つあれば、他が普通でも総合評価が高く評価される場合がある。
- 10) 評価の際、助手、独立専攻・各センター専任教員については、特殊な事情に配慮する。

5. 個人評価結果の通知

- 1) 教員の評価結果は、個人評価表（別紙2）をもって、評価が実施された年度の12月末日までに本人に通知する。
- 2) 委員会は個人評価表とともに、教育活動評価資料・評価結果の集計・分析結果、必要な場合には主な評価の視点を全教員に通知しなければならない。

6. 異議申立て

評価結果に異議のある教員は、通知を受けた日から3週間以内に、異議申立書（別紙3）をもって、委員長に異議申立てができる。異議申立てがあった場合には、委員会は速やかに教員と面談を行い、評価を再検討し、理由を付して結果を通知する。再通知後の異議申立ては、評価が実施された年度内とし、回数は制限しない。

7. 面談、指導

総合評価が1の教員については、通知をしてから3週間以内に異議申立てがなければ、速やかに委員会が面談、あるいは指導を行う。

8. 褒賞

- 1) 評価の特に高い教員がある場合には、1名を次年度の勤勉手当の成績率による

加算において、特別に配慮する者として学部長に推薦する。

2) 委員会は推薦理由書を作成し、対象となった教員の基礎資料とともに教員に公開するものとする。

9. 基礎資料、評価結果の工学部内開示・公表

1) 委員会は個人評価表、基礎資料を本人以外には開示しない。ただし、8. 2) については例外とする。

2) 特別評価表及び入試関連資料は開示しない。

3) 基礎資料、特別評価表及び評価結果の個人名を記さない集計、分析結果は教員に公表し、個人の自己点検・評価に役立てる。

10. 機密保持

評価委員会委員と評価に関係した者は個人情報を他に漏らしてはならない。

11. 資料の収集と保管

1) 教育活動評価資料の収集は総務部工学部支援室が行う。

2) 過去5回の個人評価に関わる基礎資料、特別評価表、個人評価表の写し、評価に関する委員会議事録を総務部工学部支援室が保管する。

3) 入試関係資料は委員長が保管し、評価後破棄する。

補足：

教育活動基礎資料にデータがない教員については、特別な事情がない限り、評価を1とする。

附 則

この申合せは、平成16年4月16日から施行する。

附 則

この申合せは、平成18年3月17日から施行する。

附 則

この申合せは、平成19年3月16日から施行する。

附 則

この申合せは、平成20年2月27日から施行する。

附 則

この申合せは、平成20年7月1日から施行する。

特別評価表

(別紙1)

平成 年 月 日

工学部及び大学院工学研究科教育活動評価委員会委員長 殿

平成〇〇年度〇〇専攻科長 (〇〇委員会委員長)

〇 〇 〇 〇

工学部及び大学院工学研究科教育関連委員会活動等の特別評価に関する推薦について (提出)

このことについて、下記のとおり提出します。

記

下記の者を推薦します。

1. 著しく活動している教員名
2. その活動内容

特におりません。

個人評価表

平成____年度

Ref. No. _____

工学研究科_____専攻 職名・氏名_____・_____

1. 授業の実施状況

評価（該当するものに○印）	5	4	3	2	1
評価委員会のコメント					

2. 授業の工夫・改善

評価（該当するものに○印）	5	4	3	2	1
評価委員会のコメント					

3. その他の教育活動

評価（該当するものに○印）	5	4	3	2	1
評価委員会のコメント					

総合評価

評価（該当するものに○印）	5	4	3	2	1
評価委員会のコメント					

備考

(別紙3)

平成 年 月 日

異議申立書

工学部工学部及び大学院工学研究科教育活動評価委員会 委員長 殿

平成 年度実施された教育活動評価委員会による評価結果について、下記のとおり異議を申立てます。

異議申立理由：

工学研究科 専攻
氏名 印

福井大学大学院工学研究科研究活動評価実施に関する申合せ

(平成18年3月17日 第二教授会)

福井大学大学院工学研究科研究活動評価委員会要項の第3に従い、研究活動評価委員会が行う研究活動の評価実施に関して、以下の通り申し合わせる。

1. 評価原案の作成は、個人の属する博士前期課程の専攻長及び当該専攻の研究活動評価委員で行い、それを基に委員会が検討し、決定する。
2. 研究活動を「研究成果の公表等」、「外部資金の導入」及び「現状と将来の抱負」の項目に分けて評価し、それを基に「総合評価」を行う。
3. 評価は、特に高いものを5、高いものを4、普通を3、やや低いものを2、低いものを1とする。
4. 各評価項目に係る評価の基準及び総合評価の方法については、各専攻で定める。
5. 個人評価の結果は、個人評価表（別紙2）をもって本人のみに通知する。
6. 評価結果に異議のある教員は、通知を受けた日から3週間以内に、異議申立書（別紙3）により委員長に申し立てることが出来る。
7. 個人評価表は開示しない。集計・分析の結果等、個人が特定されない情報は公表することがある。
8. 「研究成果の公表等」及び「外部資金の導入」のデータは、研究業績データベースのデータを利用する。「現状と将来の抱負」の資料提出は、委員会の設定する期限までに、「別紙1」により行う。
9. 資料、データの保管は総務部工学部支援室が行う。

平成__年度 研究活動に関する『現状と将来の抱負』

所属専攻・職名・氏名_____・_____・_____

1. 過去の研究の質に関する達成度の自己レビュー
2. これまでの研究計画等（研究計画，成果の公表計画，外部資金の導入計画など）
3. 将来の研究計画・抱負等
4. その他・特記事項

平成 年度 大学院工学研究科教員研究活動個人評価表

所属専攻・職名・氏名 _____ ・ _____ ・ _____

1. 研究成果の公表・受賞・その他の業績

評価（該当するものに○印）	5	4	3	2	1
評価委員会のコメント					

2. 外部資金の導入

評価（該当するものに○印）	5	4	3	2	1
評価委員会のコメント					

3. 現状と将来の抱負

評価（該当するものに○印）	5	4	3	2	1
評価委員会のコメント					

総合評価

評価（該当するものに○印）	5	4	3	2	1
評価委員会のコメント					

備考

平成 年 月 日

異議申立書

大学院工学研究科
研究活動評価委員会委員長 殿

平成 年度実施の大学院工学研究科研究活動評価委員会による評価結果について、
下記の通り異議を申立てます。

異議申立理由：

大学院工学研究科

専攻

氏名

印

機械工学専攻における研究活動評価基準

(1) 「研究成果の公表等」の評価

5：次の2つのうちいずれかに該当する場合

- ・特別表彰の受賞など外部から高い評価を受け、かつ、研究成果の公表として、審査のある論文あるいはそれと同等のものが3年間で3件以上ある場合
- ・審査のある論文あるいはそれと同等のものが3年間で6件以上ある場合

4：審査のある論文あるいはそれと同等のものが3年間で3~5件ある場合

3：審査のある論文あるいはそれと同等のものが3年間で2件ある場合

2：審査のある論文あるいはそれと同等のものが3年間で1件ある場合、もしくは審査のない論文又はそれに類するものが3年間で3件以上ある場合

1：審査のある論文あるいはそれと同等のものが3年間にない場合、もしくは審査のない論文又はそれに類するものが3年間で3件未満の場合

(2) 「外部資金の導入」の評価

外部資金は、科学研究費補助金、民間等との共同研究、受託研究、奨学寄付金、その他の外部資金とし、100万円を10点として配点する。ただし、科学研究費補助金の配点は、前記により算出した値の2倍とする。1年分の点数を3年分合計し、3で割った点数で評価する。

5：20点以上、 4：10~19点、 3：5~9点、 2：1~4点、 1：0点

(3) 「現状と将来の抱負」の評価

「展望」、「戦略」、「特記事項」に関する記述内容で評価する。

総合評価

- 1) {(1)+(2)}と(3)の比率を(A)10:0もしくは(B)8:2とする。(A)、(B)の選択は個人に委ねる。
- 2) さらに、(1)と(2)の比率を(a)8:2、(b)7:3、(c)6:4もしくは(d)5:5とする。(a)、(b)、(c)、(d)の選択は個人に委ねる。
- 3) 上記の1)、2)に関する選択は、原則として評価期間の当初に行うものとする。

電気・電子工学専攻における研究活動評価基準

1. 研究活動評価は、「研究成果の公表等」、「外部資金の導入」および「現状と将来の抱負」について5段階評価で行う。
2. 「研究成果の公表等」の評価は、学术论文あるいはそれと同等のものが3年間で1件あれば「3」、2件以上あれば「4」とする。特に顕著な研究活動が認められた場合には「5」とすることが出来る。
3. 「外部資金の導入」の評価は、科研費申請あるいはそれと同等の公的競争資金の申請を行った場合は「3」、科研費が採択された場合あるいは他の外部資金を導入した場合は「4」とする。大学もしくは学科等に顕著な貢献があった場合には「5」とすることが出来る。
4. 「現状と将来の抱負」の評価は、記載があれば「4」とする。特に優れている場合には「5」とすることが出来る。
5. 総合評価は、「研究成果の公表等」：「外部資金の導入」：「現状と将来の抱負」 = 4 : 1 : 1の比率で行う。

情報・メディア工学専攻における研究活動評価基準

研究活動評価は、「研究成果の公表等」、「外部資金の導入」および「現状と将来の抱負」について行った5段階評価をもとに、5段階評価で総合評価を行う。

(1) 「研究成果の公表等」の評価

- 5：特に顕著な研究活動が認められた場合(注1)
- 4：学術論文あるいはそれと同等のもの(注2)が3年間で4件以上ある場合
- 3：学術論文あるいはそれと同等のものが3年間で2件以上ある場合
- 2：学術論文あるいはそれと同等のものを3年間で1件以上投稿した場合
- 1：1件もない場合

(2) 「外部資金の導入」の評価

- 5：1000万以上の高額資金を導入した場合など大学もしくは専攻等に顕著な貢献があった場合
- 4：科研費が採択された場合、あるいは、他の外部資金を獲得した場合
- 3：科研費申請あるいはそれと同等の公的競争資金の申請を行った場合
- 1：科研費申請もそれと同等の公的競争資金の申請も行っていない場合

(3) 「現状と将来の抱負」の評価

- 5：特に優れている場合
- 3：適切な記載がある場合
- 1：記載が無い場合

(4) 総合評価

「研究成果の公表等」：「外部資金の導入」：「現状と将来の抱負」= 6：2：1の率で算出し、小数点以下を切り上げた整数値とすることを基本とし、各領域の特性や客観的指標の限界性を考慮して、研究の定性的内容等も総合的に勘案した上で、委員会の判断により5段階評価を行う。

(注1) 「特に顕著な研究活動」とは評価の高い賞、高いインパクトファクターや多い引用回数の学術論文などを含み、「特記事項」に記載してあること。

(注2) 「学術論文と同等のもの」とは、審査付き国際会議プロシーディングス(ただし、フルペーパー査読として自己申告があるもの)、および、専門著書をいう。

建築建設工学専攻における研究活動評価基準

①研究成果の公表・受賞・その他の業績

5：次の2つのうちいずれかに該当する場合

- ・特別表彰の受賞など外部から高い評価を受け、かつ、研究成果の公表として、審査のある論文又はそれに類するものが3年間に2編又は2件以上ある場合
- ・審査のある論文又はそれに類するものが3年間に5編又は5件以上ある場合

4：審査のある論文又はそれに類するものが3年間に2編又は2件以上ある場合

3：審査のある論文又はそれに類するものが3年間に1編又は1件以上ある場合

2：審査のない論文又はそれに類するものが3年間に1編又は1件以上ある場合

1：審査のある論文又はそれに類するもの、及び、審査のない論文又はそれに類するものが3年間にない場合

ただし、各領域の特性や客観的指標の限界性を考慮し、研究の定性的内容等を総合的に勘案した上で、委員会の判断により加点又は減点することができる。

・審査のある論文又はそれに類するもの（福井大学工学部及び大学院工学研究科規則集）：学術論文、教育論文、国際会議論文、作品（建築作品・計画、ソフトウェア等で受賞したもの、雑誌紹介などを通して評価の確定されているもの、又は公共性の高いもの）、登録済の特許、専門著書、教科書

・審査のない論文又はそれに類するもの（福井大学工学部及び大学院工学研究科規則集）：論文、総説、国際会議論文（アブストラクト審査有り）、作品、公開済の特許、実用新案、著書、資料、解説等、講演・ポスター発表、他大学、研究機関、学会からの招待講演

②「外部資金の導入」の評価

5：科学研究費助成金の申請が3年間に1件以上採択された場合。もしくは大学及び専攻への貢献度が著しいと判断されるような高額資金を導入した場合。

4：3年間に1件以上外部資金を導入し、かつ、科学研究費補助金を毎年申請した場合。

3：3年間に外部資金を導入していないが、科学研究費補助金を毎年申請した場合。

2：3年間に1件以上外部資金を導入し、科学研究費補助金を毎年申請していない場合。

1：3年間に外部資金を導入しておらず、かつ、科学研究費補助金を毎年申請していない場合。

③現状と将来の抱負

「福井大学大学院工学研究科研究活動評価実施に関する申し合わせ」（研究活動評価特別委員会）による別紙1の記述内容により判断する。

記述があれば評点3とし、委員会が総合的に判断して2又は1を加点及び減点することができる。ただし、記述がなければ評点を1とする。

総合評価

総合評価の評点＝①×3/5＋②×1/5＋③×1/5

として算出することを基本とし、各領域の特性や客観的指標の限界性を考慮して、研究の定性的内容等を総合的に勘案した上で、委員会の判断による5段階評価を行う。総合評価の評点は、上記により算出した値を切り上げ整数化した値とする。ただし、特に高い評価があれば、委員会の判断により総合評価が高くなる場合がある。

材料開発工学専攻における研究活動評価基準

1. 「研究成果の公表等」

以下の研究成果について配点し、1年分の点数を3年分合計し3で割る。

研究成果	ポイント
[主な研究成果]	
・ 学術論文	40
（但し含まれる教員が1人の場合）	80
・ 特許（登録済み）	40
・ 著書（単著で100頁程度以上）	80
[その他の研究成果]	
・ 学術論文（審査なし）	10
・ 総説・資料・解説等	10
・ 特許（公開）	10
・ 著書（上記の著書以外）	10
・ 学会からの招待講演 （国際会議含む）	20

個人評価表は

100点以上	5
61点～99点	4
60点	3
1点～59点	2
0点	1

とする。

2. 「外部資金の導入」

外部資金は、科学研究費補助金、民間等との共同研究、受託研究、奨学寄付金、その他の外部資金とし、100万円を10点として配点する。1年分の点数を3年分合計し3で割る。

個人評価表は、

20点以上	5
10点～19点	4
5点～9点	3
1点～4点	2
0点	1

とする。

3. 「研究活動における自由記述・特記事項」

記述の有無等により 5 段階で評価する。但し総合評価には反映させない。

個人評価表は、

「現状と将来の抱負」と優れた「特記事項」の記述あり	5
「現状と将来の抱負」と「特記事項」の記述あり	4
「現状と将来の抱負」のみ記述あり	3
記述なし	1

とする。

4. 「総合評価」

「研究成果の公表等」と「外部資金の導入」により評価する。両者の得点を合わせる。

個人評価表は、

100 点以上	5
61 点～99 点	4
60 点	3
1 点～59 点	2
0 点	1

とする。

生物応用化学専攻における研究評価基準

1. 研究活動の評価は、【研究成果の公表等】、【外部資金の導入】及び【現状と将来の抱負】の各項目に分け、それぞれの項目について5段階評価を行う。
2. 【研究成果の公表等】に対する評価は、審査付きの学術雑誌あるいはそれと同等レベルの研究成果が3年間で1件発表されていれば「3」、3件以上発表されていれば「4」とする。さらに、特に優れた研究成果を上げた場合には「5」とするなどして適宜加点することができる。
3. 【外部資金の導入】に対する評価は、科研費の申請を行った場合あるいは他の機関からの外部資金を導入した場合には「3」、科研費が採択された場合あるいは採択されなくても他の機関からの外部資金を導入した場合には「4」とする。大学もしくは専攻への貢献度が顕著な場合には「5」とすることができる。
4. 【現状と将来の抱負】に対する評価は、記載があれば「4」、特に優れている場合には「5」とすることができる。
5. 総合評価は、【研究成果の公表等】×6、【外部資金の導入】×2、【現状と将来の抱負】×2として算出し、50点満点で評価する。

理工学専攻における研究活動評価基準
(平成 19 年 10 月 26 日理工学専攻教室会議)

1. 「研究評価の公表等」の評価 (A) は、次のように定める。

$$(A) = \begin{cases} 5 & (3 \leq S, \text{または, 期間内に受賞または高い評価を受けた場合}) \\ 4 & (2 \leq S < 3) \\ 3 & (1 \leq S < 2) \\ 2 & (0 = S < N) \\ 1 & (0 = S = N) \end{cases}$$

ただし、評価データ S, N の値等は、次のように定める。

(1) 審査の有る業績 (学術論文、国際会議論文、作品、特許登録、専門著書) について、

$$S = \text{件数 (期間内)}$$

$$S' = \text{各件 (期間内) の } \left(\frac{3}{(\text{著者数})} \right) \text{ の総和}$$

$$S'' = \text{各件 (期間内) の } \left(\frac{(\text{頁数})}{4 \times (\text{著者数})} \right) \text{ の総和}$$

とおく。

(2) 審査の無い業績等 (論文・総説、国際会議論文、作品、特許出願・実用新案、著書、資料・解説、講演・ポスター発表・招待講演) について、

$$N = \text{件数 (期間内)}$$

とおく。

(3) 期間内に受賞または高い評価を受けた場合は、3. 「現状と将来の抱負」の評価対象となるデータの第3項目「その他・特記事項」欄に、「特記事項」として自己申告する。また、「その他」として自己申告することで、指標 S の代わりに、指標 S' または 指標 S'' を用いることができる。

以上において、「期間内」とは評価期間 (初年1月～末年12月) の3年間を意味する。以下において、「期間内」とは評価期間 (初年度4月～末年度3月) の3年度間を意味する。

2. 「外部資金の導入」の評価 (B) は、次のように定める。

$$(B) = \begin{cases} 5 & \text{(期間内に、「外部資金」の導入総額 300 万円以上, または,} \\ & \text{研究代表者として申請した科学研究費補助金が交付された場合)} \\ 4 & \text{(期間内に、「外部資金」を導入した, または, (B) = 3 の条件をみたした上で} \\ & \text{研究分担者として申請した科学研究費補助金が交付された場合)} \\ 3 & \text{(期間内に毎年度, 研究代表者として科学研究費補助金を申請した場合)} \\ 2 & \text{(期間内に 1 回以上, 研究代表者として科学研究費補助金を申請した場合)} \\ 1 & \text{(期間内に、「外部資金」を導入しておらず, かつ,} \\ & \text{研究代表者として科学研究費補助金を申請したことがない場合)} \end{cases}$$

ここで、「外部資金」とは、科学研究費補助金以外の外部資金で、研究代表者・分担者の別を問わないものである。また、期間内の「外部資金」の導入総額とは、各件の期間内から期間外に受け渡す全額を、総和したものである。

3. 「現状と将来の抱負」の評価 (C) は、次のように定める。

データベースの「研究活動における自由記述・特記事項」(期間内) のデータを評価対象とする。具体的には、第 1 項目「過去の研究に関する自己レビュー」、および、第 2 項目「将来の研究計画・抱負等」について、

$$c_i = \begin{cases} 2 & \text{(第 } i \text{ 項目に, 完全な記述)} \\ 1 & \text{(第 } i \text{ 項目に, 不完全な記述)} \\ 0 & \text{(第 } i \text{ 項目に, 全く記述なし)} \end{cases}$$

とおき ($i = 1, 2$) ,

$$(C) = c_1 + c_2 + 1$$

とする。また、第 3 項目「その他・特記事項」の「その他」として、各人が
1. 「研究の成果の公表等」の評価基準に基づき、 S, S', S'' の内選択した指標の種別と値 (すべて 0 なら、 N の値も申告する) , (A) の値, および、
2. 「外部資金の導入」の評価基準に基づき、(B) の値を、それぞれ自己申告する。

4. 「総合評価」(D) の値は、 $d = \frac{(A) \times 3 + (B) + (C)}{5}$ の値を計算し、

$$(D) = (d \text{ の } 10 \text{ 進数表示小数点以下第 } 1 \text{ 位を四捨五入した整数値})$$

とする。具体的な (A), (B), (C) の値に対する (D) の値は、次表の通り。

(A) \ (B)+(C)	2	3	4	5	6	7	8	9	10
1	1	1	1	2	2	2	2	2	3
2	2	2	2	2	2	3	3	3	3
3	2	2	3	3	3	3	3	4	4
4	3	3	3	3	4	4	4	4	4
5	4	4	4	4	5	5	5	5	5

知能システム工学専攻における研究活動評価基準

研究活動評価は、個人の属する専攻の専攻長及び当該専攻の研究活動評価委員で行い、5段階評価の「3」を基本的なレベルとして下記のように定め、適宜加点することができる。

- (1) 研究活動評価は、「研究成果の公表等」、「外部資金の導入」および「現状と将来の抱負」について5段階評価で行う。
- (2) 「研究成果の公表等」の評価は、ジャーナル論文、国際会議論文、学会発表論文など3年間の間にいずれかに1件以上発表されていれば「3」を付ける。さらに、ジャーナル論文が3件以上の場合は「4」、特別表彰を受賞など外部からの高い評価を受けた場合には「5」とするなど適宜加点することができる。
- (3) 「外部資金の導入」の評価は、科研費申請を行った場合は「3」、もし科研費または他の機関の外部資金が当たった場合は「4」、3000万以上の高額資金が当り大学の貢献寄与したことが顕著な場合は「5」をつける。
- (4) 「現状と将来の抱負」の評価は、記載があれば「4」とし、特に優れている場合には「5」とすることができる。なお、記述がない場合には「1」とする。
- (5) 総合評価は、「研究成果の公表等」：「外部資金の導入」：「現状と将来の抱負」＝3：1：1の比率で行う。

ファイバーアメニティ工学専攻における研究活動評価基準

1. 研究活動評価は、「研究成果の公表等」、「外部資金の導入」および「現状と将来の抱負」について5段階評価で行う。
2. 「研究成果の公表等」は、次の基準で評価する。
 - ・ 学術論文が特別表彰を受賞するなど外部からの高い評価を受けた場合には「5」とする。
 - ・ 審査付き学術論文(ジャーナル論文、国際会議論文等)が3年間に3件以上ある場合は「4」とする。
 - ・ 審査付き学術論文が3年間の間に1件以上発表されていれば「3」とする。
 - ・ 審査のない学術論文が3年間に1件以上ある場合は「2」とする。
 - ・ 3年間に研究成果の発表がない場合は「1」とする。
3. 「外部資金の導入」の評価は、科研費あるいは外部資金の申請を行った場合は「3」、もし科研費または他の外部資金を獲得した場合は「4」とし、1000万円以上の高額資金を導入した場合など大学への貢献が顕著な場合は「5」とする。その他は「1」とする。
4. 「現状と将来の抱負」の評価は記載があれば「4」とし、特に優れている場合には「5」とすることができる。なお、記述がない場合には「1」とする。
5. 「研究成果の公表等」：「外部資金の導入」：「現状と将来の抱負」 = 3 : 1 : 1 の比率で総合評価を行う。上記により算出した値を切り上げ整数化した値とする。

原子力・エネルギー安全工学専攻における研究活動評価基準

1. 研究活動評価は、「研究成果の公表等」、「外部資金の導入」および「現状と将来の抱負」について5段階評価で行う。
2. 「研究成果の公表等」の評価は、ジャーナル論文、国際会議論文、学会発表論文など3年間の間にいずれかに1件以上発表されていれば「3」とする。さらに、ジャーナル論文が3件以上の場合は「4」、特別表彰を受賞するなど外部からの高い評価を受けた場合には「5」とするなど適宜加点することができる。
3. 「外部資金の導入」の評価は、科研費申請を行った場合は「3」、もし科研費または他の機関の外部資金を獲得した場合は「4」とし、3000万以上の高額資金を導入した場合など大学への貢献が顕著な場合は「5」とする。
4. 「現状と将来の抱負」の評価は、記載があれば「4」とし、特に優れている場合には「5」とすることができる。なお、記述がない場合には「1」とする。
5. 総合評価は、「研究成果の公表等」：「外部資金の導入」：「現状と将来の抱負」＝3：1：1の比率で行う。

以上

工学部及び工学研究科教員評価実施委員会要項第3第3項に基づく
国際・社会貢献活動及び管理運営活動評価項目等について

〔平成18年10月20日 第二教授会〕

I. 国際・社会貢献活動

①学会活動

・所属学会名，学会区分，役職名等

②行政・民間企画参画

・機関名等，委員会等の名称，役割・役職，参画内容，開始時期等

③学外教育活動

・学外教育活動区分，授業科目・公開講座名，学校名，国名，対象，聴講者数，開始時期等

④外国人研究者の受入

・氏名，相手国，機関名，受入身分，受入経費，受入時期等

⑤報道

・報道タイトル，報道機関名，報道内容，報道年月，メディア名，国内外区分等

⑥相談・指導

・相談者・団体名，相談・指導区分，相談内容，開始時期等

⑦海外渡航歴

・渡航先国名，渡航費，渡航費負担者区分等

⑧その他の業績

・業績名称，内容のキーワード，開始時期等

⑨自由記述・特記事項（社会貢献）

II. 管理運営活動

①学内所属委員会

・委員会名，就任・退任時期，役職等

②海外渡航歴

・渡航先国名，渡航費，渡航費負担者区分等

③その他業績登録

・業績名称，内容のキーワード・開始，終了時期等

④自由記述・特記事項（管理活動）

III. 評価方法

1つの活動を2点とし，各活動の上限を20点とする。

ただし，学会活動については，学会所属数に関係なく2点，役職に就いていればそれぞれ2点とする。

IV. 総合評価

各活動の評価点（教育50点，研究50点，国際・社会貢献20点，管理20点）の合計が100点を超えた場合は，全学評価委員会には，最高点を100点として報告する。